

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 8 号

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和 6 0 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第 1 4 条 条例第 1 1 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、<u>参考人、被害者参加人</u>等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3)から(20)まで (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 1 4 条 条例第 1 1 条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人 <u>又は参考人</u>等として、<u>国会</u>、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき <u>必要と認められる期間</u></p> <p>(3)から(20)まで (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)